

第五回國會議院 水産委員会 議錄第二十六号

(7110)

昭和二十四年九月十日(土曜日)

午前十四時四十二分開議

出席委員

委員長 石原 圓吉君
理事 小高 薫郎君 理事 鈴木 善幸君
理事 玉置 信一君 理事 松田 鐵藏君
理事 林 好次君 理事 砂間 一良君
理事 小松 勇次君
川村 善八郎君 田口 長治郎君
富永 裕五郎君 夏堀 源三郎君
長谷川 四郎君 奥村 又十郎君
委員外の出席者
水産廳長官 飯山 太平君
農林事務官 松任 谷健太郎君
農林事務官 久宗 高君
農林事務官 松元 威雄君
農林技官 高橋 清三郎君
専門員 小安 正三君
専門員 齋藤 一郎君

本日の會議に付した事件

漁業法案

○石原委員長 これより會議を開きます。

前會に引續き漁業法案並びに漁業法施行法案を議題として質疑を続行いたします。漁業法案第四章全部を一括して議に付します。

○玉置(信)委員 第七十四條に規定いたしてありますこの「漁業監督官又は漁業監督吏員は、必要があると認めるときは、漁場、船舶、事業場、事務所、倉庫等に臨んでその状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は

関係者に対し質問をすることができるといふことになっておりますが、せんだつての御説明のときに、はつきり説明の内容を聞くことを落したようです。実はよく記憶がないのです。が、帳簿を見るという点の場合の監督官の権限はどういう点に発して行ふのであるか。

○松元説明員 監督吏員の権限は、別に統制等の違反を見るわけではありませんが、漁業法違反という点を見るわけでありまして、従つて帳簿等を見る場合も、その経営内容を直接どうこうといふのではなく、漁業法違反の事実があるかどうかという点に関連して見る場合だといふふうに考えております。たとえて申しますと、違法の漁獲物をとつておるかどうか、そういう点を帳簿上記録してあつた場合それを見る、そういうふうな見方になつて来るだらうと思つております。

○玉置(信)委員 そうしますと、帳簿によつて漁獲物の種類を見る、こういうことになるわけですか。

○松元説明員 もちろん違反したかどうかを帳簿だけで見るといふのではありませんが、実際問題といたしましては、違反した場合に帳簿に書いたのは、それはないのではありません、ただそういう手段も使える、そういう場合も必要であらうといふので入れた次第であります。

○玉置(信)委員 帳簿書類といふことになると、一体どういふようなことが関連して来るのですか。

○松元説明員 帳簿と書類とは厳密に使われておりませんし、一般に帳簿書類といふふうには他の法律でそのまゝ使つておりますので、言葉としてはそれを準用したわけでございます。ところが帳簿であり、これが書類であるといふふうに、厳密に考えて書いたわけではございません。一般に一括して帳簿書類と呼んでおりますから、そのまま踏襲いたしましたわけでありまして。

○玉置(信)委員 事務所と事業場といふふうには言つておりますが、この事務所という対象はどういふふうにお考えになつておりますか。

○松元説明員 この事務所と事業場の関係でございまして、事業場と申しますと、一般にはその中で事務的な仕事を扱うのが普通でありまして、そのほかに現場以外に、いわゆる本社事務所といふふうには、事務所を持つておる場合があるわけでありまして、そういう場合があるわけでは、事業場のほかに書いたわけでありまして。

○玉置(信)委員 帳簿書類を見るためには、事務所に行かなければならぬ見れないのですが、特に事務所と規定したのは、帳簿と書類と事務所というものが分離されてどこかある場合を想像されてこの区分ができたものかどうか、どうもこの点はずきり呑み込めないのですが、もう一度御説明をお願いいたします。

○松元説明員 これは別に厳密に帳簿書類の位置が事業場にあるか、事務所にあるかという点を考えまして、ある場合には事務所にあるだらうといふこ

とを予想してはつきり書きわけたわけではなく、一括して漁場以下ずつと列挙して、また一括して帳簿その他の検査というふうには書いたわけで、そこまですべて厳密に、これとこれと結びつく、これとこれと結びつくといふふうには使つていないのでございます。

○玉置(信)委員 司法檢察官の権限を持たせることになりましたが、そのした場合の普通の司法官の司法権の権限と、こうした監督官、監督吏員の権限の範囲はどういふふうには規定されておりますか。

○松元説明員 お答えいたします。ただいまの御質問は重要な点でございまして、從來監督吏員といふのは行政権限と司法権限併せて持つていたわけですが、それを今度はある程度区分いたしたわけですが、實際上事務所を臨んで調べるといふ点は、行政権限も司法権限もその点はそうかわりないわけですが、ただその結果から証拠物になるかどうか、つまり行政権限の場合には、それをそのまま証拠物としては使えないわけですが、厳密な証拠調べはこれではできないわけですが。

○玉置(信)委員 最近行政面で税務署の吏員が、これは私は特別審査委員の吏員が、あるいは國會の問題にでもしたと思つて資料を持つて来ておるので、こういうことがありますので、特に念達しておきたい。午後日没後に税務署員が漁場の経営者のところに來まして、しかも夜明の日出前の午前五時ごろまでいすわりをして調査をし、

強要したといふ事実がある。こうした司法権を持つた吏員が、一体どういふ時期にどういふ時刻までそうした権限を行使できるのかといふことをあらかじめお伺ひしておきたい。

○松元説明員 監督吏員が司法権限を行います場合には、ただいまの御質問の調べる時間その他は、刑事訴訟法に規定してあるわけでございます。特に漁場等の検査の場合には夜も多いいうことを考えまして、あえて日出から日没までと明記しなかつたのであります。むしろこの必要の方が多かるうと思ひます。

○玉置(信)委員 そうすると、この監督官並びに吏員に限り、時間のいかんにかかわらず、いつでも任意に調査し得る。また相手方が承諾をする、あるいは拒否するにかかわらず、これを調査し得るまでの権限を與えた、こういうわけでありまして。

○松元説明員 ちよつとただいまの私のお答えが悪くて、あるいは誤解を招いたかと思つてあります。刑事訴訟法におきましても、やはり日出から日没後まで検査できるようになつております。特に漁業の場合にはそういう必要がほかよりも多かるうといふ点で、少し強調し過ぎたので、あるいは誤解を招いたかと思つてあります。が、ほかの場合でもやはりそうなるおのりもございまして、それから相手方が拒否できないかといふと、拒否されては意味がないのでありまして、相手がいふと言つたら検査するのでは、この

意味はないのでありまして、拒否した場合には罰則を科しております。そういうような検査の権限であります。

○松元説明員 ただいまの御質問の、役所の任命いたします監督吏員があまり取締る能力がない、さらにはなほだしきは取締る意思もないというような点は、先日来しばしば議論になった点でございますが、たしかに漁民みずから取締る権限を認めてほしいという点は、私実情としてはわかるわけでありまして、しかしながら漁民自身に認めるとなると、みずから力を守るといふ点になりまして、秩序の点からいふかと思つております。しからば委員会にこれをまかせるといふ点であります。これは法律全体の仕組みから申しまして、この点も根本的に議論はあつてございまして、委員会にすべし最後の決定権を持たないといふのであります。たとえば免許権にいたしましては許可権にいたしまして、最後の決定権は知事が持つておる。そういう全般的仕組の点もございまして、この点をそのままにして、この監督を委員会にまかせるといふことは、ちよつとできかねると思つております。

○砂間委員 その点に関連して特に第六十七條が問題になるわけでありまして、この第六十七條によりまして、海区漁業調整委員会がいろいろ問題につきまして指示をすることができるといふように第一項ではなつておりながら、他の項におきましては、知事は必ずしもそれに従わなくていい、最後の決定権は知事にあるといふふうなことになる。この監督の権限を知事の任命する監督公務員というのでなく、これらの一切の重要な権限を調整委員会にゆだねる、そういうふうな改正する意思はないかどうか、その点をお尋ねいたします。

○松元説明員 ただいまの問題でございしますが、これは現場におきまして取締りの能力との関係の問題が一つ別にあると思つておりますが、御指摘になりました第六十七條の指示の問題につきましては、これを最終的な決定にしない理由をいたしまして、われわれは次のように考えておるわけでありまして、県の規則で漁場の秩序を規定いたします場合に、その海区の個々の実情をまで細部にわたつて書けないといふ問題と、それから季節的に起つて来るような問題について非常に書きにくいわけでございます。そこでそういうふうな海区そのものの個々に起つて参ります調整上の必要はいろいろあるわけでございます。そういうふうなものを指示でやつて行こう、つまり規則よりもつと廣範な内容を持ち得るし、もつと具体性を持つわけでありまして、ところでそれを決定的なものにするといふことになりまして、これは個々の人間の権利義務に非常に関係がございしますので、そんなあいまいな形はできない、どういふことについてどういふ指示をするといふところまでこまかに規定しなければならぬことになるわけでありまして、そういういたしますと、この指示でもつと具体的な内容まで規定して行こうといふほんとうの必要と背馳するわけでありまして、しかし現実には、その漁場においてはそういうふうな指示がまつた必要だといふ場合が現実の問題だと思つております。そこでこの指示は非常に具体的ないろいろな問題についてできるが、その中で、特に絶対にそれに従わせなければならぬ問題、こういう問題につきまして、それを別に法的に裏づけるわけでありまして、つまり指示がいろいろ出るわけでありまして、それでもつて實際は治まつて行、場合があるだろう。しかし非常に大事な指示であるにかかわらず、それに従わない人たちが出来た、こういう場合に、最後に知事が具体的にその従わぬ方々に対して個別に命令を出す、あのいつの指示に従えといふ命令を出すわけでありまして、しかもそれを出すにあつては、双方の御意見、つまりそれによつて縛られる方々の御意見も聞いて判断した上で、それに対して最後の法的な決定的な裏づけをするといふことにいたしましたわけでありまして、これによつて指示そのものも非常に具体性を持つて廣範にできるし、またそれによつて漁民が不当に権利を束縛せられるといふこともないであらう。こういうふうな考えをたつてあります。

○砂間委員 今の御説明を聞いておりますと、知事がいかに第三者的な立場にあつて、公平な、もう神様であるように考えておられるようでありまして、しかし現実の知事なんといふものは、大体その地方における有力なる水産資本家、あるいはその地方の水産関係のボスだとか、そういう連中に動かされておられて、いつでも資本漁業の味方なんです。これは実例はもうたくさんあります。三重縣におきまして、その他の縣にきましてはたぶんありませんが、こういう連中に絶対公平であるような幻想を持つて、そして廣大な権限をまかせておくといふこと自体が間違つておる。これはもう官僚

意味はないのでありまして、拒否した場合には罰則を科しております。そういうような検査の権限であります。

○松元説明員 ただいまの御質問の、役所の任命いたします監督吏員があまり取締る能力がない、さらにはなほだしきは取締る意思もないというような点は、先日来しばしば議論になった点でございますが、たしかに漁民みずから取締る権限を認めてほしいという点は、私実情としてはわかるわけでありまして、しかしながら漁民自身に認めるとなると、みずから力を守るといふ点になりまして、秩序の点からいふかと思つております。しからば委員会にこれをまかせるといふ点であります。これは法律全体の仕組みから申しまして、この点も根本的に議論はあつてございまして、委員会にすべし最後の決定権を持たないといふのであります。たとえば免許権にいたしましては許可権にいたしまして、最後の決定権は知事が持つておる。そういう全般的仕組の点もございまして、この点をそのままにして、この監督を委員会にまかせるといふことは、ちよつとできかねると思つております。

○砂間委員 その点に関連して特に第六十七條が問題になるわけでありまして、この第六十七條によりまして、海区漁業調整委員会がいろいろ問題につきまして指示をすることができるといふように第一項ではなつておりながら、他の項におきましては、知事は必ずしもそれに従わなくていい、最後の決定権は知事にあるといふふうなことになる。この監督の権限を知事の任命する監督公務員というのでなく、これらの一切の重要な権限を調整委員会にゆだねる、そういうふうな改正する意思はないかどうか、その点をお尋ねいたします。

○松元説明員 ただいまの問題でございしますが、これは現場におきまして取締りの能力との関係の問題が一つ別にあると思つておりますが、御指摘になりました第六十七條の指示の問題につきましては、これを最終的な決定にしない理由をいたしまして、われわれは次のように考えておるわけでありまして、県の規則で漁場の秩序を規定いたします場合に、その海区の個々の実情をまで細部にわたつて書けないといふ問題と、それから季節的に起つて来るような問題について非常に書きにくいわけでございます。そこでそういうふうな海区そのものの個々に起つて参ります調整上の必要はいろいろあるわけでございます。そういうふうなものを指示でやつて行こう、つまり規則よりもつと廣範な内容を持ち得るし、もつと具体性を持つわけでありまして、ところでそれを決定的なものにするといふことになりまして、これは個々の人間の権利義務に非常に関係がございしますので、そんなあいまいな形はできない、どういふことについてどういふ指示をするといふところまでこまかに規定しなければならぬことになるわけでありまして、そういういたしますと、この指示でもつと具体的な内容まで規定して行こうといふほんとうの必要と背馳するわけでありまして、しかし現実には、その漁場においてはそういうふうな指示がまつた必要だといふ場合が現実の問題だと思つております。そこでこの指示は非常に具体的ないろいろな問題についてできるが、その中で、特に絶対にそれに従わせなければならぬ問題、こういう問題につきまして、それを別に法的に裏づけるわけでありまして、つまり指示がいろいろ出るわけでありまして、それでもつて實際は治まつて行、場合があるだろう。しかし非常に大事な指示であるにかかわらず、それに従わない人たちが出来た、こういう場合に、最後に知事が具体的にその従わぬ方々に対して個別に命令を出す、あのいつの指示に従えといふ命令を出すわけでありまして、しかもそれを出すにあつては、双方の御意見、つまりそれによつて縛られる方々の御意見も聞いて判断した上で、それに対して最後の法的な決定的な裏づけをするといふことにいたしましたわけでありまして、これによつて指示そのものも非常に具体性を持つて廣範にできるし、またそれによつて漁民が不当に権利を束縛せられるといふこともないであらう。こういうふうな考えをたつてあります。

○砂間委員 今の御説明を聞いておりますと、知事がいかに第三者的な立場にあつて、公平な、もう神様であるように考えておられるようでありまして、しかし現実の知事なんといふものは、大体その地方における有力なる水産資本家、あるいはその地方の水産関係のボスだとか、そういう連中に動かされておられて、いつでも資本漁業の味方なんです。これは実例はもうたくさんあります。三重縣におきまして、その他の縣にきましてはたぶんありませんが、こういう連中に絶対公平であるような幻想を持つて、そして廣大な権限をまかせておくといふこと自体が間違つておる。これはもう官僚

が抽象的に頭の中で考えるからしてそういうふうに見えておるのであります。実際問題におきましては、北海道でもどこでもそうですが、みんな資本漁業の一方的な型ばかりの連中に、こういう大きな権限を持たしておくと、それは少くとも漁民の選出した機関に、もつと決定機関として大きな権限を持たしたかどうか。これはよほど民主的に行くというふうには思ふ次第であります。これは意見になりまして、またあとで討論等で十分申し上げるつもりであります。とにかく今の御説明では私も納得できないということだけ申し上げておきます。

○小高委員 だいたいの七十四條に関する問題であります。私は今砂間君から意見のありました、われわれの民選知事の権限を認めないというふうな、そういう知事を否定するような議論ではありません。この知事のある程度権限を認めるということについては、私にはこの立法の趣旨において、はたして新憲法下において民主主義を唱えておるところのこの漁業法の精神に準拠して、かようなものがあることが正しいからと、多分な疑義を抱いておるのではありません。この点についてあらゆる法令から考えまして遺憾なきかどうか。ことに漁夫なんというものは漁がある。操業してどん／＼操業しておる。操業して夢中になつて働いておるときに、その現場を見なければいぬからというので、ちよつと待つてくれと言つても、そのときこそ調査の必要があるので、そのときを待たずに調査の時期を失うというやうなことであり

とするならば、ある意味においてこの監督官が、書入れどきであるところの時刻を争う船頭をよこし、そうして早く消費者の口へ入れようと思つて夢中に働いておるところのこの操業に対しては、せぬか、私は漁民に対してことごとくさうな猜疑心を持つて、罪を犯さないうちから罪人扱いに見るということ自体が、間違つておるのではないかと、ある程度待つてくれと言つたら待つだけのゆとりがあつていいわけだと思ふのであります。この法の根本的理念において遺憾なきやいなや、その点をただしたいと思ふのであります。

○松元説明員 答えたいします。ただいまの御質問、問題は二点あると思ふのであります。一つはかかる権限を持つことが新憲法上の問題とからみまして、はたして違法でないかどうかという問題が一点あります。もう一点は、監督吏員のやり方、運用の問題であらうと思つております。後者の運用の問題につきましては、おつしやる点は十分認めたいのであります。現在までもし監督吏員のそういう問題があれば、今後の監督方針といたしましては十分氣をつけて、何も法律上権限を認めておるから、それをそのままいづつておつて振りまわしていいのではありません。この点は運用の問題であるべきであらうと思つておられます。

います。この新憲法の規定とからみまして、確かにただいまの小高委員の御質問のやうに、当初かかる臨時的な規定を置く場合も問題になつたのであります。これはこの法令ではございませぬが、たしか臨時物資需給調整法と記憶しておりますが、その場合に違憲なはずやいなや非常に議論があつたのであります。当時美濃部博士等の意見によりまして、憲法にうたつてあるのはあれは司法権のことであつて、行政権でないという解釈をとられまして、それでこれは違憲でないというふうに落ちつて、物調法以下の規則も規定されておるものであります。しかしながらたゞの違憲ならずとも、新憲法の精神といたしまして、かかる使用権の権限を廣範に持つというところは、おつしやる通り問題があるものであります。この点は一應私も認めておつしやるは、根拠法はやはり必要であらう、現在の問題は、きまつた漁場秩序が守られていないという点、まさに今や無政府状態になつておる、その状態を秩序通りにやはり取締るといふこと――取締ると言いますと少し強うございしますが、きまつた秩序通りやらせるといふことが、やはり重大な問題だと思つておる。そのため根拠法といたしましては、かかる検査の点はあるのではありませんか、しかしその運用につきましては、おつしやる通りに十分な注意を拂つて行きたいと思つておられます。

○小高委員 だいたいま松元説明員のお話であります。ある程度新憲法の精神にのつて考へるとき、この点研究すべきものがあるというやうなお答えであるのであります。私も多分にその点は疑義を抱いておりますがゆゑに、ただいまお話になりました漁業が比較的ルーズに流れておる、それを取締る意味においてもこういう條項があつた方がいいのではないかと、あるとあるとするならば、これは漁民の教育を徹底的に行うとか、あるいは漁村文化の向上をわれ／＼が率先垂範するとか、いろいろの手もあると思ふのであります。一應御答弁は得ました。が、私どもにおいても、ただちにその答弁をもつて了承するわけには参りません。よつて研究の上でまたあらためてこの点は質疑に入りたいと思つております。以上をもつて私の質問を終ります。

○川村委員 第六十五條には水産動物の繁殖保護、漁業取締りに関して、すなわち漁業調整のために一から七号まであげて、そうしてただ単に禁止と制限のみをしておるやうな條文になつております。そこであらゆるものが法に、最近人工繁殖とかいふやうなことを織り込んでおるのですが、この場合年々魚が減つておる時に制限と禁止をする。これは考へなければならぬのであります。これは考へなければならぬのであります。人工繁殖の必要をここに織り込まなかつたといふことは遺憾にたえないのであります。この点を全條文のどこかに織り込んでおるか、また織込む意思が將來あるかといふことをお尋ねしたい。

○松元説明員 單なる消極的な制限禁止ではなくて、積極的な増産と申しますが、積極的な魚をふやす方法の規定がないという御指摘でございますが、これは実体といたしましては、確かにその通りであります。ただ私たちがここに條文としてそれを規定いたしまして

んでしたのは、大体法律と申しますのは、人民の權利義務を制限することが主として普通でございまして、従つて制限または禁止については書いておらずが、積極的にこゝまでしろというところは書かないで、それは実際の行政の運用としてやつて行きたいと思つたので、実は條文には書かなかつたのであります。しかしその趣旨は当然のことと思つております。

○川村委員 もちろん法律は制限と禁止に重きを置くのだとあなたが考へなればその通りであります。が、いやくも法というものは、すべてのことを全般的に大きく見て考へなければならぬから、私は織り込んでおきたいという意見をさし加えておきます。それから次にこの七号に盛られたところの、制限禁止の省令または規則をつくる場合に、当該都道府県内の海に設置された海区調整委員会の委員をもつて組織する連合海区調整委員会を、大体それをきめるといふことになつて、そのきめたこと、主務大臣が都道府県知事がこの規則をつくることになつておる。説明ばかりでなく、この本文を見ますに、連合海区調整委員会といふものは必要に應じてつくる、こゝなつておるのではありませんか、必要でない場合にはつくりませんといふのであるが、さらにこの法文は必要な省令または規則を定めることができるというふうな、絶対的のものではないといふ考へから、つまりこの條文からいまして、連合海区をつくらなければ、当然この制限に関する問題は、省令あるいは規則として取上げることができないというふうになつておりますが、これ

いいのですか、かりにこれを別な角度から言くと、つまり海区の調整委員会

の意見がつくらなくてもよろしい、こんな制限だとかあるいは禁止だとかは省令あるいは規則につくらなくてもいいのだということになると、そこで連合会もつくる必要はないとなつた場合できないことになるのですが、そうすると強制的に主務大臣なり道府縣知事がつくれということを命ずる御意思でありますか、この條文からすると、できるとあるのだから、必要がなければつくらなくてもいいということになると思うが、どう解釈したらいいのですか。

○松元説明員 お答えいたします。連合委員会は海区委員会が自発的につくる場合と、知事がつくる場合と二つありますが、もちろん條文といたしましても、知事つくる場合も、知事が必要であると認めるときにはつくるとなつておりますから、府縣知事が恣意的につくるか、つくらぬかというふうに見えるわけでありますが、そこまで書いてあるのであります。知事がサボつたら問題になりますが、一應海区委員会からでなくて、知事からつくれることになつておるわけであります。

○川村委員 その問題はその程度にして、第七十一條にある「さく、河魚類」というのはどういふ魚を言うのですか、私ちよつとわかりませんから御説明を願います。

○高橋説明員 技術的な事項のようですから私からお答えいたします。さく、河魚類と普通言われておりますのは、海から川に上つて、ある時期に生活する魚という意味でございます。たとえば川に産卵のために上つて来るさ

別法が出ました場合に、その内部でその場合に問題になる。許可の内容がは

たして補償を要するかどうかということ、憲法第二十九條との関連において具体的に規定すべきである。またその損害がありとすれば、その損害の内容を具体的に規定すべきである、こう思うのであります。それで個々の特別法に譲つたわけであります。

○川村委員　その説明だけはわかりますが、どうも納得が行きません。というのは先般來この漁業法の制定に関して、何ゆえに全部の漁業権すなわち免許漁業にしる区画漁業にしる、この法案に織り込まなかつたかという強い問

いに對しまして、長官は近い將來においてその方の漁業法を制定する、しかも一年以内にやりたいという考えを持つておると御答弁があつたのであります。その場合におきまして、現在は免許漁業権には補償するということになつておりますが、今度は長官の申された一年以内に區画漁業権を全部國家賠償にするかどうするかはまだはつきりしてないのであります。その場合に補償するかどうかということもあわせて承りたいのであります。今久宗課長の説明によりますと、許可漁業権は

物権であるとみなされないということであるならば、これは今度織り込みますところの区画漁業権は、漁業法に制定する場合に当然補償ができないということになるのですか、この点との関連をひとつ長官から御説明願います。

○飯山説明員 許可漁業の場合にその許可を取消すというときに補償をうかがせぬか、こういう問題であります。この許可を取消す内容によつて考へべきものではないか、それが國家の必要

というものの見解、それから次に民間すなわち漁業者その他漁業団体が建てた場合に、その経費は当然持たなければならぬであらうし、よくいふけれども、誤った場合にどういふふうな処置をとるか、その責任のありかであります。

○松元説明員 この七十二條は現行法と同じ規定でありまして、従つて標識もたゞいま御質問の通りと了解していただきたいと思ひます。この規定は現行法にもあるわけでありまして、何も行政官廳が一方的に命じてそれきりでいいという意味ではなくて、もちろん行政官廳といふことは、命ずる場合にはその實際のやり方も当然指導するわけでありまして、またその運用でやつて行きたいと思ひます。條文の書き方が、一方的に命ずるので、非常にきつて見えますので、御心配の方があつたと思ひますが、そういう技術的な指導は当然役所としてやるべきだと思ひます。

○川村委員 命じて建てることはいいのです。当然定置漁業のごときは建てなければならぬのでありますが、われわれ漁業者や漁業団体にやれと言つても技術を持つておりません。すなわち測量の機械に一度間違つたとんでもない所に漁業の標識が建つておつた。そうなりますと必ず周囲との関係で紛擾をかもさなければならぬ。そういう場合に、われわれ漁民に標識を建てさせて、そしてあやまちがあつたとした場合に、だれが一体責任を負うのだ、こういうわけでありまして。

○松元説明員 お答えいたします。ただいまの御質問もつともでございますが、この規定の上には、むしろ實際上の費用の負担というふうな了解していただくべきだと思います。もちろん大体が免許いたしますのは行政官廳でありまして、その場合漁場の位置を實際に測定してきめる、これもやはり行政官廳でございます。従つて当然漁区の實際の標識につきましては、實質的には行政官廳が負担すべきである。この費用は漁業者の負担と了解していただきたいと思ひます。

○川村委員 そうするとこの書き方がまことにあなたの方の考え方だとすういひます。結局都道府縣知事は漁場の標識の建設または漁具の標識の設置をしなければならぬ。その場合に漁業者または漁業協同組合、漁業協同組合連合会がその経費を持たなければならぬ、こういうふうな言つたならば一番はつきりするのを、あなたの方の博士だからこう書いたかもしれないけれども、私はそう考へない。あなたの説明から言つて、経費だけ持たせるといふならば、私が今申し上げたように、この條文を書きかればはつきりするものであるが、この点はどうか。

○松元説明員 私も確かに氣持はおつしやる通りだと思ひます。従つてこの條文の現行法をそのまま持つて來た。これは現行法上今までのつとて使つておられます。あえてかえるのはどうかと思ひます。そのまゝを使つた方がありまして、もしこれで不安があれば、疑義があるというところであれば、われわれは書きかえてよいと思ひます。

○松田委員 質疑または御答弁によつて、大体私は質問はないのでありますが、説明員の言葉の中に、この法案には漁業を営む者、漁業従業者というふうになつておつて、つまり漁業者となつておる。また漁民という言葉も使つておる。しかるに説明員は先ほどから二度も人民という言葉を使つておる。これは共產黨が世界人類を指して人民という言葉を使つておるのであるが、この法案は日本國民の漁業者に対する法案であつて、共產黨のごとき世界人類を指しておる人民とは違ふのである。大体においてこの法案をつくり上げておる原案そのものに、われわれ今まで論議してきつて來ないのは、それは人民なる言葉と同様な思想を持つてやつておるからびんとして來ないのだと私は考へておるのであつて、今日この法案を出したものは民主自由党内閣であるが、ここに立案者の思想が人民という言葉をもつて表わすようなことであつたならば、とうていこれからのこの審議に當つていろいろの錯覚をわれわれが持たざるを得ない。この点説明員に御忠告を申し上げたいと存じます。

○松元説明員 ただいまは、私人民という言葉で実は非常に恐縮でございますが、使ひました意思は決してこの人民という言葉をたしかにおつしやるように共產黨は共產黨で使つておりますが、私の申し上げましたのは、われわれ法律家が使ひます場合には、憲法でも人民と呼んでおりますので、それをそのまま踏襲いたしました使つたのでありますから、あるいは誤解があらましたらひとつ御了解願ひたい。

○玉置委員長代理 第四章はこれで打切つて、第五章に移ります。

○富永委員 「沿岸漁業の漁業権者又はその許可を受けた者は、命令の定めるところにより、毎年、政府に免許料を納めなければならない。」とあるのではありませんか、これは一体毎年納める額をどのくらいにお考へになつておるか、それを伺ひたいと思ひます。

○久米説明員 お答えいたします。これはお配りしました資料にも書いてございまして、たゞ／＼御説明いたしましたのでありますが、現在のところまだ二年後にするわけでございます。そのときの行政費の負担がまだ確定しないといふことと、それからまた補償の金額も、これはそれから補償委員会を通じて全部計算いたしますので、確定いたしません。推計で参りますと、沿岸関係の総計が年額といつたしまして、補償の償還関係が十一億三千六百五十万七千円といふことになつております。それから行政費の関係では本年の標準予算の計算で参りまして、通常の年に約三億二千万円程度といふふうな考へておるわけでございます。その合計が毎年踏襲すべき沿岸関係の免許料、許可料の金額になるわけでございます。

○富永委員 たしかにお配りになつた資料にもあるのをごいひますが、それを特に念を押してお伺ひしたのですが、その金額が一項、二項、三項に要する費用と大体見合ひになるものと思はれるのですが、しかしながら私の予想では、おそらく二項の経費なども相当の額になるように思はれるのですが、これは大体見合ひになると今御算定になつた数字でまかない得るとお考へになつておられますか。また最初の年などはいふぶん非常な大きなものが要するに思ふのですが、その場合の考へ方などについて伺つておき

たいと思ひます。

○久米説明員 お答えいたします。これはたゞ／＼誤解があるわけでございますが、免許料の方はこれは一ぺんに五箇年の権利のものを支拂つてしまふのではないのであります。つまり漁業権を買ひ取るということではなくて、漁業の免許を受けまして、その権利を買ひとつたのではなくて、免許を持つてゐるということによつて年々免許料を支拂うわけですから、御説明の際にもたゞ／＼申しましたように大体貸貸料といふふうな、實際には貸貸料をお拂ひになるということと同じようにお考へになつていただきたいと思ひます。毎年幾らずつ納める、こういう形になる。ただ毎年の額が、補償だけでございましてはつきり固定するわけでは入る形になるわけでありまして、行政費が物價その他の関係で動きました際に、毎年の免許料にも少しづつの変化が来るわけでございます。

○砂間委員 今の問題についてであります。第七十五條の「命令の定めるところにより」といふ、この命令の定め方はありますが、この免許料、許可料は漁業権の種類によつてとることになりますか。それともその漁業権を持つてゐる主体つまり協同組合、水産組合であるとか、あるいは個人といふものによつて、たとえば協同組合が持つてゐる定置の漁業権についてはいくらか割り安でみてやるのか、個人が持つてゐる場合には割り高にするのか、あるいは同じ定置でありまして、その漁場が非常に優秀な漁場であつて、漁獲があるようなところだつたらばたくさんとる。そして小さい漁場のところか

らは少くとも。もつと突き詰めて簡単に申し上げますと、とにかく大きくやつて資本的に経営している人に対しては、同じ漁場でありまして、これが協同組合が経営しているときよりも少し高い料金をとるときより税金で言えば累進税的にとるような仕組に、命令を定められるつもりでありますか。それともこの漁場や漁業権の対象によつて、固定的にだれが持つても、この漁場はこのくらいであるというふうな、漁獲高なんかを見合ひにしてつけられる予定でありますか。その辺はいかがでしょうか。

○久泉説明員 経営者がだれであるかということによる差等は設けておりません。ただ御質問のありましたように、漁業権漁業でございまして、漁場が特定いたしますから、漁場の間に甲乙の差が出て来るわけでありまして、従つて定置漁業は幾らというのでなくして、個々の漁場によつて、その漁場の良否によつて免許料の内容はかわつて来るわけでありまして。ただ御質問のありましたように、経営者がだれであるかということによる差等は設けておりません。それから許可漁業の場合には漁場ごとの差というのでなく、大体一件幾らという形になると思うのであります。ただその場合にトン数、馬力によつて当然生じる差等というものが考えられると思うのであります。

○砂間委員 私は免許料、許可料の定め方が、沿岸漁業に関する部分は、沿岸漁業に特に関連している人からとる。許可漁業の方は許可漁業からとる。内水面は内水面でとるというように別になつておりますが、むしろこれを一本にし、プールにしまして、南氷洋

捕鯨だとかあるいは機船底びきであるとかいうようなものを大げさにやつてこの資力のある企業の方々からほうんとこさ出してもらう、そしてなるべく協同漁業だとかあるいは零細漁民の諸君のものなかに分けてはとらぬようにする、とつても輕くするといふふうにするのが、いわゆる漁民の民主化、民主主義の原則にかなうものだと思います。これを許可漁業の方法は幾くかに定められるか知りませんが、許可漁業の方は調整委員会の費用も補償もないわけですから、割合輕くなるのではないかと思います。それでは沿岸漁民の方が非常に割を食うわけでありまして、この定め方は非常にまずいのですから、もしやむを得ず免許料、許可料をとるとするならば、全水産業を一体としまして、そうして資本のある、まうけの大きいところからたたくさうとりまして、協同組合なんかは、漁村の民主化をはかる上に一番重要な組織でありますから、これが経営した場合にはとらぬようにする。そういうふうにかえた方がより合理的だといふふうに考えるわけでありまして、その点についての当局の御見解をお尋ねいたします。

○久泉説明員 零細な漁民の負担を輕くするといふ問題は、当然免許料をきめる際に、漁業権の種類によつて負担能力を考え、許可については、許可の内容をどうなうに整理するかという問題とも関連いたしまして、考えるわけでございます。しかしながらここには補償の関係というものがございまして、あつても出て参りますように、内水面のものは内水面関係、沿岸関係は沿岸関係というわけがございまして、

で、全体をプールするという形はとつておらないのであります。○砂間委員 とつておらないそうであるが、それはたいへん不合理だと思ひますが、意見になるから差控えます。第七十五條、第二項の二号及び三号の点であります。この行政費をまかなうという点は、これは先般來たびたび論議されて來たことであります。が、こゝいう行政費をとらなければならぬといふことが、どうしても私どもにはふに落ちない。そのほかにわれわれは一般に税金を納めるわけでありまして、その税金の中から、國費の中からこんな費用は當然出した方がよい。どうしても合点が行かないのであります。幾度説明を聞いても同じであります。それから省略いたしておきます。その次に七十六條の減免の問題であります。ここに「経済状況の著しい変動、不漁天災その他やむを得ない事由により漁業者の負担能力が減退したために免許料又は許可料を納めることが著しく困難であると認められる場合」といふうなことが書いてあります。が、この免許料、許可料は前年度の実績に対してかけられるものであります。かあるいはその年の予想といふか、その年の実績といふか、それによつてきめられるものであります。その辺はどことが標準になりますか。

○久泉説明員 これはその年の状況をいうのであります。すなわち免許料のとり方の問題であります。漁の前に納めるかどうかということが問題になるわけでありまして、これは現在の漁業の姿からみましても、賃賃料の場合の

実際問題からみましても、漁が終つてから納める。こゝいう形になるのであります。それで補償の方との関連も時間的につけられると考えますので、漁が終つてから納める。従つてその年の事情ということになるわけでありまして、

○砂間委員 そうすると、補償の方は年末のあとまわしにされましても、行政費の方がそれではまかなつて行かれますか。その年の状況によつてつまり漁、不漁によつてきめるといふことになりまして、確定的な料金といふものは、年末にならなければわからないと思ひますが、行政費はどうなりますか。まかなつて行きますか。

○久泉説明員 ただいま七十六條に關する御質問でありまして、減免する場合の問題でございます。従つていふと、この場合に減免の事情をどう考えるかといふと、その年の実際の漁を考へるわけでありまして、ただあらかじめこれを免許料として規定いたします場合には、補償金の方は固定してきまつていくわけでありまして、行政費はその年の予算に計上されたものが加わるわけでございます。

○砂間委員 そうすると、税金と同じように、前年度の実績によつて免許料、許可料がきまるわけですか。それともそういう許可の実績とは全然無関係に、補償料と、それから行政費と、それをまかなう部分はとにかく必要であるといふので、天くだりのにぶつかけて来るのですか。

○久泉説明員 具体的に申しますと、かりに補償の方の額が百だいたしたします。それに対して行政費がかりに三十といたしまして、百三十というものを

とらなければならぬといたします。それがその年にきまるわけでありまして。しかしながらそれを拂うかどうかという問題について、減免の事情が起つたものについて、どういふ事情によつてそれを拂うかどうかというのをきめるのは、その年の漁不漁といつたことによつて減免の関係をきめる。こゝういつた意味です。

○砂間委員 大体この補償料とか、行政費といふものは、その変動のないものだと思うのです。ところが漁業といふのは漁不漁の非常に變動の激しいものであります。もし幸い豊漁のときには、若干の免許料、許可料を拂つてもまだ余裕があるかもしれないが、不漁の年などは、ごく低い費用でも拂う負担がないという場合が必ず出て來ると思ひます。ところが免許料、許可料をもつておこなふ行政費や補償料をまかなうようなことにするといふわけは、めますと、不漁の年などは、ない者に税金と同じように、免許料、許可料を拂えといふことで、非常に大きな負担になつて業者を圧迫することは、今から予言できると思ひます。その辺のところの考えはどうなさるつもりでありますか。

○久泉説明員 そのためにこの減免の規定を置いていくわけでありまして、また長期の經濟變動につきましては、第七十五條の第二項の但書に入れてあるわけでありまして、○砂間委員 減免しまして、それが足りなかつたときにはどうしますか。行政費を加えたものうち、十分の一は拂つたが、不漁のために免許料、許可料はとれないという場合には、あとの十分の九は何でまかないますか。

が今までインフレとやみと統制という

問題の記録だけは削除せられんこと

しくも漁民の代表として衆議院議員となつて、そうして水産常任委員となつてゐる以上は、私は漁民の代表だと考へております。その漁民の代表が漁民

ておりました。その音分については言
正いたします。

○小松委員 免許料、許可料は、ただ
いま政府委員の御説明では賃貸料の意

なるのであります。そのいふ理狀は、
政府当局も御承知のことだと存じま
す。ゆえに私はこの過重な負担を避
けるために、結論から申せば、かよう

免許料、許可料をとるという事は、
実は反対の意見を持つておる。しかし
今ここで伺いたいことは、税金に
等しいものを徴収するに、單なる命
令で定めることの法律的根拠、それと
同時に、なおその第四項に「主務大臣
が中央漁業調整審議会の意見をきいて
定める一定割合を乗じて得た額をこえ
ないよう定めなければならない。」こ
の一定割合という文字があります
が、この一定割合というのはいくら
うことを言うのであるか、その点を伺
いたいのではありません。

○久宗説明員 先ほど私の説明の中
で、これは貸貸料のような性格を持つ
ておるものだ、こう御説明したのであ
りますが、これは主として漁業につ
きまして実際の負担の内容を経済的に見
た場合の御説明をしたわけでございま
す。そのために誤解を生じたと思つて
あります。法律的に申しますと、こ
れはやはり御説の通り税金と性質を同
じくするものであります。そこで
その根拠の問題でございしますが、こ
れにつきましては他の税でも同じよう
な問題がございしますが、ここでは総額が
規定されておるわけでありまして、つ
まり何と何をもちてこの税額が構成さ
れるか——税額と申しますか、金額が
きまるかというわけがございましてお
るわけでありまして、その内部の問題
をこの規定によりまして命令に委任し
たわけでありまして、すなわち総額が限
定されておりますという点において、
おつしやる意味の不当と申しますが、
そういう点はないと思うのでありま
す。

それから第二の点でございしますが、
第四項の「一定割合を乗じて得た額」
というのは、これはこの前にも御説明
いたしましたように、沿岸漁業で負
いた負担割合とは一定のところに
同じく、この負担をどういうことな
のであります。ただその場合に、その
数字というものは、ここに掲げまし
た漁業の漁獲高というもののから見
て、それだけの金額が加わつた場合に
同じような負担割合になるという計算
が必要になりますので、それを現在の
不完全な統計でただちに数字的に割出
すことは危険でございまして、今後の
漁区の問題なんかも考慮に入れて行
かなければならぬという点から、そう
いふものは中央漁業調整審議会の御意見
を聞いて、そこで具体的にきめて行く
申しますと、ここで考えておりますの
は、沿岸漁業で負いました負担割合
と、個々の経営についてそれがほぼ同
じになるような率をきめるといふこと
でございまして。

○川村委員 第七十五條の漁業権の免
許料、許可料のことについては、各委員
からそれ／＼相当の強い意見があつた
のであります。私も同感であります。
そこで大体補償料と調整費とを合せま
すと、大体十五億程度漁民が負担をし
なければならぬということに相なつて
おります。これに対して各委員も私
もどうも過重な負担であるといふこ
とはもうはつきりしておるのでありま
す。ただこの場合調整費が三億二千万
円、まことに大きな支出になりますけ
れども、これを全般的に見た場合に、は
たしてこの三億二千万円ぐらゐの調整
費で完全な漁業調整をやつて行けるか
どうか。すなわち調整委員、あるいは中
央漁業調整審議会の委員の満足の行く
待遇をして行けるかどうかといふこと
を、私は懸念するものであります。そ
とでこの調整審議会の委員あるいは漁
業調整委員会の委員等に與える費用と
言ひましようか、あるいは報償金とい
ひましようか、これは、昨日承ります
と、ほんの旅費がタバコ錢ぐらゐのも
のであるといふ御説明があつたのであ
ります。そうしたようなわずかの調
整費用を與へまして、はたしてその調
整委員が、まじめに眞剣に漁業調整に
參與することができようかといふこと
を私は心配するものであります。
せつ／＼漁業調整の完璧を期するとい
ふことで、海区漁業調整委員会なり、中
央漁業調整審議会なりをつくりまして
も、いゝゆる魂を入れなければ、とう
ていその十分の意を盡されないと私は
心配するものであります。意を盡されな
いとすれば、むしろやめた方がよいの
だといふ結論を私は持つております。
そこでこのうはただわずかの費用、タ
バコ錢ぐらゐのものであるといふよう
な意味に私は解釈しましたが、漁民か
ら出ました委員に対する待遇と、さら
に都道府県知事が選んだ委員の待遇、
もう一つ中央審議会に選ばれて來まし
た委員の待遇とは、おのずから、かわ
らなければならぬと思ひますが、この
点においてもう少し具体的に費用の点
を御説明をお願いしたのであります。

○久宗説明員 この問題は、おつしや
る通り非常に重要な問題でございまし
て、ここにわれ／＼といたしましては、
海区の漁業調整委員会といふものは
漁も犠牲にして出なければならぬ場
合が多い。またそれに相当の負担がか
かるわけでございまして。そこでこの委
員会だけは非常に特別な委員会なのだ
から、ぜひ漁業の実体にあつて委員会
費用、ことに委員の手当といつたもの
について考えてもらいたいといふこと
は、財政当局との間に長い交渉をもち
まして、執拗にこの要求をいたしてお
るわけでありまして、御承知の通り現
在の予算関係から申しまして、相当苦
しい状態といふことがある上に、また
各種の委員会も、それ／＼伺つてみれ
ばやはりいろいろ／＼な事情があるわけ
でございまして。そこで大蔵省の方におき
ましては、大体各委員会におけるやり
方は統一しておりますので、それとか
け離れた特別な措置がでないものであ
ります。そこで大体委員会のやり方を
見ますと、出席しました場合の手当旅
費と日当を與えるのは原則になつてお
りまして、年に幾らといつたぐらゐに
はならないのであります。その関係は
他の委員会においても同様な形になつ
ておりますので、この場合だけすつ
かり漁民から離れるから云々といふぐ
らゐにはできないのでございまして。そ
こでわれ／＼といたしましては、現在認め
ておられます委員会の内容をいろいろ
検討いたしまして、特に出席の回数が
多いとかいろいろ／＼の理由によりまし
て、できるだけ増額するように交渉い
たしておりますが、そのわくをはずし
て、特別にその委員会だけどうこうす
るということはおそらく客観的に見
て不可能であらうと思ひるのでありま
す。

○川村委員 そこで多大な待遇はやは
りし得ないといふことははつきりわか
つたのであります。しかし他の委員会
云々と久宗課長は説明されております
が、今度のこの漁業調整委員会が漁業
権の再分配の終らぬうちは、ほとんど
自分の仕事を投げたかからなければと
うていできない、かように私は考へて
おります。あなた方は簡単に漁業調整
ができる、漁業権の再分配ができる、
こうお考へになるのは大きな誤りであ
ります。私はあまりに漁業の内容を知
り過ぎておるだけに、委員会の委員に
なることをおそれております。とい
ふのは、この法から行きますと一應全部
とつてしまふのだ。そうしてこの規
則によつて再分配をするのであるか
ら、もし自分の今までの経営者がその
漁業権が当たらないとすれば恨みを持つ
ことは当然のことでありまして。そうし
たようなことから絶対的に漁民の喜ぶ
ようにするためには、これはほんとう
に自分の漁業を投げて毎日かからなけ
れば、とうてい十分な漁業調整ができ
得ないものだと思ひ考へておるのであ
ります。従つて三億という費用はま
めれば大きいけれども、これではとう
てい調整委員会の委員が、喜んで調整
をするように待遇はできない。従つて
待遇の上から不平が出るならば、その
仕事を怠るということは当然でありま
す。皆さんが官吏でありまして、食
ないから待遇の改善をしろと言つて赤
旗を立てて歩くのもその一つです。委
員会の委員も、自分たちが漁業調整を
りつぱにして、この法のつとつて漁
民の民主化と増産をはかるとして熱心
になりまして、待遇ができないと自
然に投げ出すといふことになつて、当
然これは漁業調整がうまく行かないと
いふことになるのであります。とにか

く法にはこうして一應繰り込まれておりますけれども、この三億二千万円でまかなえると思つたら大きな間違いであります。これは修正の意見になりますから簡單に申し上げておきますが、全額國庫負担にするか、もしくは大幅に増額して、漁業調整の完璧を期するようには計画を立てなければ、計画倒れになりますから、一應御考慮を願いたいという意見を述べまして私の質問を終りいたします。

○玉置委員長代理　それでは本日は第五章はこれをもつて打ち切りまして、明後十二日午前十時より第六章を引続いて審議することにいたします。

本日はこれで散会いたします。
午後零時十七分散会

昭和二十四年十月二十日印刷

昭和二十四年十月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局